

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月13日

【事業年度】 第135期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

【会社名】 住友ベークライト株式会社

【英訳名】 Sumitomo Bakelite Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鍛冶屋 伸一

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目5番8号

【電話番号】 (03)5462-4111

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 平井 俊也

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目5番8号

【電話番号】 (03)5462-4111

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 平井 俊也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月22日に提出いたしました第135期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」および「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる記載がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2026年6月22日付「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」
2026年6月22日付「独立監査人の監査報告書」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<u>〔注記事項〕（企業結合等関係）に記載のとおり、会社は、2025年10月27日付で事業譲受によりポリカーボネート事業を取得した。</u> <u>会社は、ポリカーボネート事業の取得に際して、当該事業の事業計画を前提として事業価値を評価し、取得原価を決定している。また、取得日時点の識別可能資産及び負債に対して取得原価の配分の暫定的な会計処理を行い、のれん1,525百万円を計上している。</u> <u>取得原価の基礎となったポリカーボネート事業の事業計画には、将来の売上高予測といった不確実性が高い仮定が使用されている。また、識別可能資産及び負債に対する取得原価の配分に際しては、当該事業に関する入手可能な情報を網羅的に把握する必要があり、その会計処理は複雑である。</u> <u>取得原価が合理的でない場合や、識別可能資産及び負債に対する取得原価の配分が適切でない場合には、これらの差額として算出されるのれんの金額が適切に算定されないリスクがある。</u> <u>以上より、当監査法人は、事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</u>	<u>当監査法人は、事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</u> <u>(1) 取得原価の合理性の評価</u> <u>・当該事業の取得に関する取引を理解するために、取引の目的及び背景等を経営者等に質問するとともに、取締役会資料等の関連資料を閲覧した。</u> <u>・事業価値評価で使用した事業計画の策定方法及び主要な仮定について担当者へ質問した。</u> <u>・事業計画に含まれる将来の売上高予測について、製品分類別の販売計画の内容を把握し、過去の実績及び当監査法人が独自に入手した市場予測と比較することで、その合理性を評価した。</u> <u>(2) のれんの算定額の適切性の評価</u> <u>・取得原価の配分の暫定的な会計処理について、当監査法人のネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させて、無形資産の識別及び評価の妥当性を検討した。</u> <u>・暫定的な会計処理によるのれんが適切に算定されていることを確かめるため、取得原価と取得日時点の識別可能資産及び負債の暫定額との差額がのれんの計上額であることの正確性を検討した。</u>

(省略)

(訂正後)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

(削除)

(省略)

独立監査人の監査報告書

(訂正前)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

(省略)

(訂正後)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

(削除)

<u>事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性</u>	
<u>監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由</u>	<u>監査上の対応</u>
<u>〔注記事項〕（企業結合等関係）に記載のとおり、会社は、2025年10月27日付で事業譲受によりポリカーボネート事業を取得した。</u> <u>会社は、ポリカーボネート事業の取得に際して、当該事業の事業計画を前提として事業価値を評価し、取得原価を決定している。また、取得日時点の識別可能資産及び負債に対して取得原価の配分の暫定的な会計処理を行い、のれん1,525百万円を計上している。</u> <u>取得原価の基礎となったポリカーボネート事業の事業計画には、将来の売上高予測といった不確実性が高い仮定が使用されている。また、識別可能資産及び負債に対する取得原価の配分に際しては、当該事業に関する入手可能な情報を網羅的に把握する必要があり、その会計処理は複雑である。</u> <u>取得原価が合理的でない場合や、識別可能資産及び負債に対する取得原価の配分が適切でない場合には、これらの差額として算出されるのれんの金額が適切に算定されないリスクがある。</u> <u>以上より、当監査法人は、事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</u>	<u>当監査法人は、事業譲受により取得したポリカーボネート事業の取得原価の合理性及びのれんの算定額の適切性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</u> <u>(1) 取得原価の合理性の評価</u> <u>•当該事業の取得に関する取引を理解するために、取引の目的及び背景等を経営者等に質問するとともに、取締役会資料等の関連資料を閲覧した。</u> <u>•事業価値評価で使用した事業計画の策定方法及び主要な仮定について担当者へ質問した。</u> <u>•事業計画に含まれる将来の売上高予測について、製品分類別の販売計画の内容を把握し、過去の実績及び当監査法人が独自に入手した市場予測と比較することで、その合理性を評価した。</u> <u>(2) のれんの算定額の適切性の評価</u> <u>•取得原価の配分の暫定的な会計処理について、当監査法人のネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させて、無形資産の識別及び評価の妥当性を検討した。</u> <u>•暫定的な会計処理によるのれんが適切に算定されていることを確かめるため、取得原価と取得日時点の識別可能資産及び負債の暫定額との差額がのれんの計上額であることの正確性を検討した。</u>

(省略)